プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 でん粉含有率 内容量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容個数 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考の規定によるほか、使用上の注意の欄を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意の欄に表示箇所を表示することができる。	第八条各号（第三号を除く。）に規定によるほか、次に定めるところによる。 一　食肉の名称は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　「小肉片」、「ばくし肉」、「ひき肉」又は「骨付」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、ＪＩＳＺ八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
乳	種類別 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 消費期限 保存方法	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　種類別は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十・五ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。
	原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考第二号から第十二号の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　種類別は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。
乳製品のうち、発酵乳及び乳酸菌飲料	種類別 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 消費期限 保存方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考第二号から第十二号の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　種類別は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。
その他の乳製品	種類別 原材料名 添加物 原料原産地名 内容量 消費期限 保存方法 原産国名 製造者 備考 別記様式一の備考第二号から第十二号の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。 一　種類別は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。 二　この様式中、「種類別」とあるのは、これに代えて、「種類別名称」と表示することができる。
乳又は乳製品を主要原料とする食品のうち、乳酸菌飲料	別記様式一の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、乳酸菌飲料である旨は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	名称 原材料名 添加物	第八条各号（第三号を除く。）の規定による。